

本願寺史料研究所報

14号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇 京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮学舎図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一

内線(五四一八)

発行人 所長 千葉 乗隆

発行日 一九九五年一〇月一〇日

大谷光瑞の欧州留学(一)

――留学決定から英国到着まで――

白須 淨眞

はじめに

- 一 光瑞の欧州留学の決定とその告示
- 二 光瑞の留学の目的とその主張のあり方(以上本号)
- 三 光瑞の賢所参拝
- 四 光瑞留学の旅とその報告
おわりに

はじめに

私は先般、本願寺史料研究所に所蔵される二十五点の新

資料の概略を本誌に紹介し^①、その内容を次のように分類しておいた。

I 一八九九(明治三十二)年の大谷光瑞の英国留学に関するもの

II 留学中の大谷光瑞の帰国時期に関するもの

III 第一次大谷探険隊(一九〇二―四年)の派遣に関するもの

IV 一九〇九年から一九一〇(明治四十二―三)年の大谷光瑞と裏方籌子のインド・ヨーロッパ旅行に関するもの

本稿は、このうちIに分類した二点の資料に、『教海一瀾』(西本願寺の機関誌的情報誌)の記事を加え^②、大谷光瑞の欧州留学の経緯を整理しようとするものである。

よく知られているように光瑞は、この欧州留学からの帰途、中央アジア・インド・東南アジアにわたる広大な地域を調査したが^③、そのなかにあっても、一九一四(大正三)

年まで三次にわたって継続された中央アジア調査（第一、三次大谷探險隊）は、とりわけて学界の関心が高い。したがってこの光瑞の欧州留学が、当初どのような目的をもって計画され、どのような事情で中央アジア調査へと結びついていったのか、その経緯を少しでも明らかにすることは、意義ある作業となる。この二十五点の新資料が多角的に検討を求められていることは承知しているが、まずこの点に限定して問うていきたい。

なお、資料番号は本誌十号に提示したものを使用し、資料の録文は、本願寺史料研究所の左右田昌幸氏が提供されたものを使用させていただく⁴⁾。ここに記して謝意を表す。また諸資料の閲覧に便宜を与えられた研究所の方々のご好意に感謝する。

(1) 拙稿「大谷光瑞及び大谷探險隊に関する新資料について」本願寺史料研究所蔵の二十五点の資料とその概要―『本願寺史料研究所報』第十号 一九九四年七月三〇日。

(2) 近年まで、大谷探險隊に言及する研究者の大半が、この探險隊を派遣した当事者・西本願寺が公開した資料の存在に気づいていなかった。西本願寺は「教海一瀾」という雑誌を通して、光瑞の動向や探險隊の情報を順次公表していた。すでに当事者から公にされていたこのような基本データが見逃されていたことは残念である。なお「教海一瀾」はマイクロフィルム化されており、若干の欠号を除いて龍谷大学図書館で閲覧が可能である。

(3) その概要については、拙稿「忘れられた明治の探險

家 渡辺哲信」一九九二年、一五六―八頁。

(4) 資料の引用にあたっては、句読点、ルビなどを加えた。その際、この期の文書特有の読みかたについて左右田氏から教示をえることができたことは幸いであった。

一 光瑞の欧州留学の決定とその告示

明治の巨大教団・西本願寺の新門であった光瑞のその欧州留学が、どのようにして決定されたのか、その詳細をほとんど知ることとはできなかった。しかし次の資料は、その一端を具体的に伝えてきわめて興味深い（図版後掲）。

資一 大谷光瑞渡航の名目に関する西本願寺執行長及び執行の開申

未夕御直達ヲ蒙ラスト雖トモ、竊ニ承ニ
新御門跡下御渡航之義、御確定被為在候由、弟子案
スルニ、是実ニ絶大ノ美挙ニシテ、派内将来数百万信
徒ノ興望ヲ負ヒ賜ヘル猥下ニシテ、慨然御奮勵、万里
之波濤ヲ越ヘ、遠ク海外ニ御飛錫被為遊候事、只是
感服之外無之事ニ奉存候。乍然、茲ニ愚慮
仕候事ハ、御渡航ノ御名義ニシテ、其実地御修学
被為遊候事ハ、信シテ疑ハサル所ニ候得共、若シ御
修学之御名義ニテ御渡航被為遊候上ハ、御帰朝之際
ハ、何歟此名義ニ対スル実ヲ表白セサルヲ不得ハ
勿論之事ニ奉存候。果シテ然ルトキハ、万一半
途御帰朝不得不被為遊事情等有之時ハ、学不成シテ御
帰錫ノ疑、不能無之。将来ノ為メ、甚不穩当之名義

ト相考申候。依テ予メ遠慮ヲ運セラレ、他日ノ不都合無之様、草々御洋行ノ御名義ヲ以テ御渡航被為遊度、此段一同評議之上、開申仕候也。

明治三十二年十月六日

執行長	梅上沢融	(印)
執行	服部来浄	(印)
執行	武田篤初	(印)
執行	大洲順道	(印)

この資料は、西本願寺の執行長であった梅上沢融が、執行の服部来浄、武田篤初、大洲順道とともに評議のうえ（「一同評議之上」）、明治三十二年（一八九九）十月六日に開申したものである。

ここにみえる「執行長」と「執行」とは、一八九八（明治三十一）年十二月六日に発布された西本願寺の「改訂内局職制」（教示第二十六号）に⁽⁵⁾、

内局は執行長・執行を以て組織し、執行長は其首席として機密を上申し、命を受け各局寺務の統一を保持す。とあり、一八九八（明治三十一）年十二月一日に発布された「執行所職制」（教示第二十五号）にも、

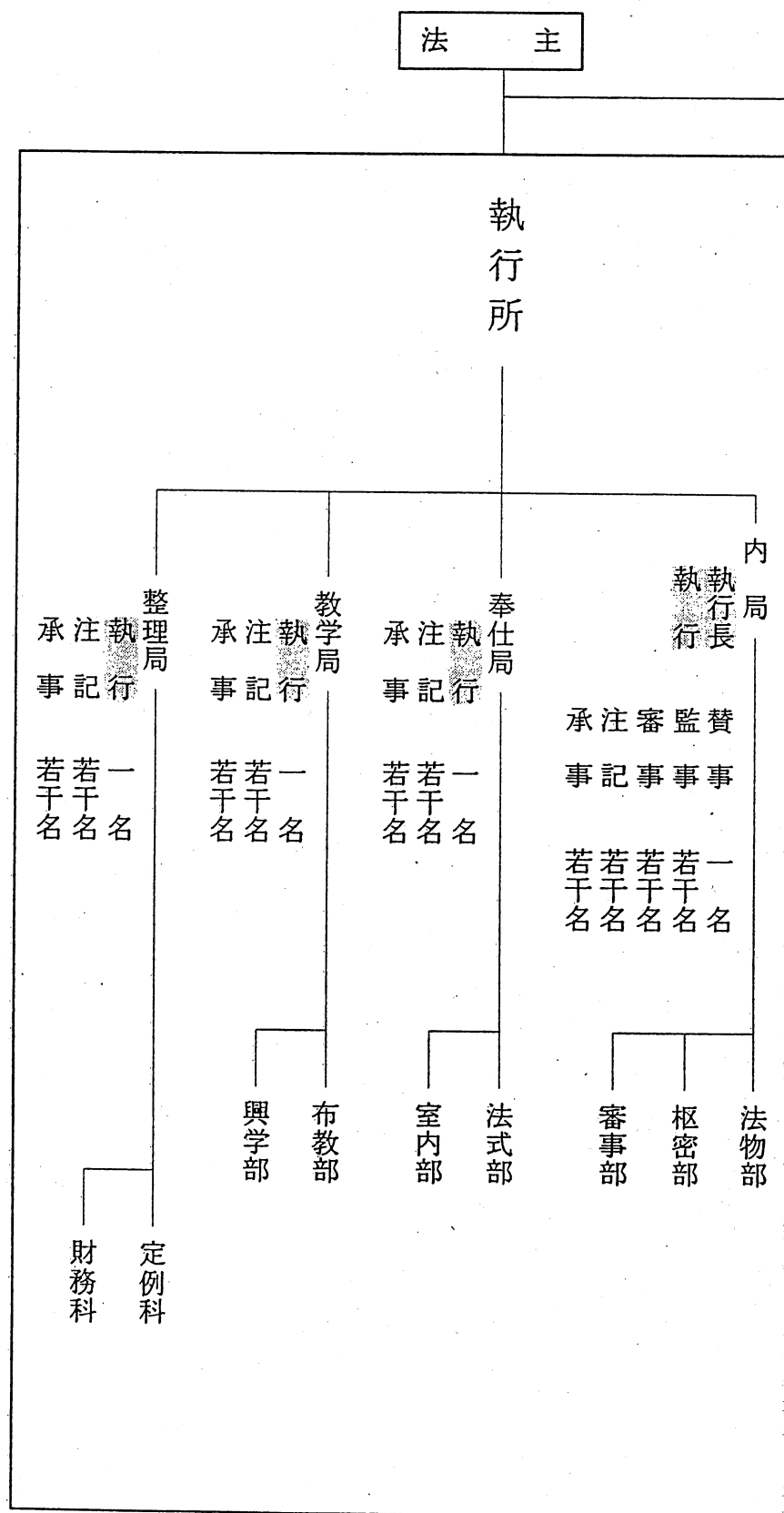
内局は執行長・執行を以て組織す⁽⁶⁾。

とあるように、内局を組織する内局の人員であった。「執行長」は、内局の最高責任者として「執行」と協議し、法主に機密を「上申」するとともに、法主の命を受けて各局

の寺務の統一をはかることがその職務であった。各局とは、内局・奉仕局・教学局・整理局の四局で、それら四局は「執行所」という一つの役所に包括されていた。そしてその四局のなかで最も上位（首冠）に位置づけられた内局のその首席、すなわち内局の執行長が、「執行所」という役所全体を統括していた⁽⁷⁾。また各局の職制によれば、各局の職員の長は「執行」であったから、「執行」は執行長とともに内局を組織する役員であると同時に各局の職員の長でもあった。逆に言えば、「執行長」のもとに各局の職員の長である「執行」を参画させて組織したものが、内局であったことになる⁽⁸⁾（表一参照）。粗雑にはなるが、これを国家の政治機構と対比すれば、「執行所」は政府、「内局」は内閣、「執行長」は内閣総理大臣、「執行」は各省の国務大臣に相当しよう。また「法主」は君主に、「集会」は議会に、「寺法」は憲法にそれぞれ対応することから、西本願寺教団の宗政機構は立憲君主制のそれに擬されていたことになる⁽⁹⁾。なお、「寺法」によれば内局の執行の任免は、法主の権限に属したが、任免に先だって集会の公認を必要とした⁽¹⁰⁾。したがってこの西本願寺の内局は、君主と議会の双方に責任を持ち双方に統制されたフランスのオルレアン王政期（一八三〇～四八）の内閣と類似しているという指摘がある⁽¹¹⁾。

さて執行長と執行が連署し捺印したこの内局の「開申」は、かつて指摘しておいたように、上原芳太郎が「梅上沢融等上申、新門（鏡如）渡航之件」と表書した小封筒に入れて整理していたものである⁽¹²⁾。上原は、この「開申」を「上申」と理解していたのであろう。それでは「開申」

顧問所	顧問上首	顧問	注記
一名	一名	一名	一名



この表は次の資料に基づいて作成

明治三十一年十一月三十日發布

明治三十一年十二月一日發布

明治三十一年十二月六日發布

「顧問所職制」(教示二十四号)、「本山録事」【教海一瀾】三十二号
「執行所職制」(教示二十五号)、「本山録事」【教海一瀾】三十二号
「内局職制」(教示二十六号)、「本山録事」【教海一瀾】三十二号

は、当時の西本願寺にあっては、上原が理解したように「上申」と同じとされていたのであろうか。

先に触れた「改訂内局職制」には「執行長は其首席として機密を上申し」とあって、当時確かに「上申」の語は存在していた。しかし問題とする「開申」の語は、その「改訂内局職制」のなかには見いだせない。ということは、当時、執行長や執行が果たす職責のなかには、「開申」の語に対応するものはなかったということになる。それでは上原は、「開申」を「上申」とうっかり混同してしまったのであろうか。しかし光瑞の側近として明治の西本願寺とともに歩み、その職制にも精通していた上原の見解である¹³。もう少し慎重に検討を加えてみよう。

西本願寺の公式の文言として「開申」の語がみえるのは、明治三十一（一八九八）年十一月三十日に発布された「改正顧問所職制」（教示第二十四号）の第十三条である¹⁴。

前条会議（顧問所の会議）の意見は上首（顧問の上首）より法主に開申し、同時に執行所に通知すへし。

これによれば、法主に上奏する場合、「上申」の他にも「開申」という形式が、当時間違いなくあったことが知られる。ここにみえる顧問所とは、同じ「改正顧問所職制」第一条によると「法主臨席して重要な宗務を諮詢する所」であった。つまり顧問所は、法主が重要な宗務に対して直接意見を求めるために設置された諮問機関であり（後掲の表一参照）、執行所とはまったく異にして「事務の施行」（宗務）に係わることはなかった（第七条）。したがって

その職務の中心は、法主に対して「意見を開陳」（第五条）することであり、その開陳のあり方が、先に挙げた第十三条の「開申」であったということになる¹⁵。

さてこのように当時の西本願寺の職制を整理してみると、「上申」と「開申」はニュアンスを異にする語であったことが明らかとなった。直接宗務行政に関わる執行長は法主に對して「上申」したが、そうでない顧問所の長の上首は「開申」したからである。用語の違いは、職責の違いを反映していたのである。

それでは執行長及び執行は、連署捺印までしながら、なぜ内局職制にない「開申」によって法主に上奏したのであろうか。そこでまず、執行長及び執行の連署から検討してみよう。執行長・執行が連署して法主に上奏するのは、先に挙げた「改訂内局職制」（教示第二十六号）の第二条に、

内局の議を経たる事項にして充裁を請ふときは、執行長各執行連署すへし。

とあるように、「内局の議を経たる事項」で法主の「充裁」を請う時と限定されていた。この時は当然、「上申」の形式であったことは間違いない。しかし今問題とする光瑞の渡航の名目は、執行長及び執行、すなわち内局が詳議したもの、法主の「充裁」を願うような通常の案件でなかった¹⁶。内局が扱う宗務行政の枠を越えているからである。もちろん内局も、そのように心得ていたに違いない。しかし後述するように、光瑞の海外渡航の期日は迫っていた。また十月四日には、開催中であつた第二十四回集会は、

「新法主猥下御渡航御餞別の建議」を提案した⁽¹⁾。西本願寺宗務行政の最高責任を預かる内局の執行長及び執行としては、光瑞留学の内情は把握しておきたかったのである。そこで「上申」の形式をとれない内局は、「開申」という異例の形式によって、執行長及び執行連署の上⁽²⁾、法主に伺いをたてたのであろう。内局にそぐわない「開申」の形式がとられた理由は、ここにあったのである。上原芳太郎が、「開申」をわざわざ「上申」と書き変えてしまったのは、内局が係わる公式文書は「上申」であると、正確に心得ていたからに違いない。確かにこの点においては上原は誤ってはいなかった。しかしこれは異例のものであったから、この資一の「開申」に限り「上申」とあえて書き変える必要はなかったのである。

さて問題とする資一の「開申」が、異例のものであったことはやはり注目されてよい。それは光瑞の留学とその決定の経緯の複雑さが暗示されているからである。そこで文書の書式上の問題には一応の区切りをつけ、「開申」の内容に触れていこう。

梅上沢融執行長及び服部来浄・武田篤初・大洲順道ら三執行は、この「開申」において、光瑞の留学決定を「感服之外無之事⁽³⁾」存候⁽⁴⁾と述べた。しかしその一方で、「御渡航ノ御名義」に係わっては大きなこだわりを持っていたことが読みとれる。それは、新門の光瑞が「御修学被⁽⁵⁾為遊候事ハ、信シテ疑ハサル」と言いつつも、「修学之御名義」で渡航することだけは避けていたきたいと強く願ったことに現れている。修学の名義をあくまでも避けたいその理由は、もしも万が一、修学の成果があらならない

ままに光瑞が帰国したり、あるいは途中で帰国した場合、新門・光瑞に対して「学不成シテ御帰錫ノ疑」が生じるからだという。したがって渡航の名義は、光瑞に万が一のことがあっても説明のつく「穩当之名義」、つまり「御洋行ノ御名義」がよいというのである。

それではなぜ執行長及び執行は、このような強い危惧を抱いていたのであろうか。執行長及び執行が、二十三歳の新門・光瑞の個人的力量について、どの程度まで危惧を抱いていたかを測り知ることはできない。しかし執行長及び執行の立場で、新門個人の力量まで詮索することは、おのずと限界があったであろう。西本願寺寺法の法主の地位に係わる規定⁽⁶⁾を持ち出すまでもなく、法主や新門に対する当時の時代感覚に照らせば⁽⁷⁾、たとえ西本願寺の宗務行政の最上級の責任を預かる執行長や執行といえども、許容されることではなかったはずである。とすれば彼らの危惧の要因は、他にあったとみるのがやはり妥当であろう。

ところで新門・光瑞の留学計画は、いつごろから話題となっていたのであろうか。一八九八(明治三十一)年十二月五日から十八日までの間、西本願寺で第二十三回定期集會が開催されたが、その際、次のような建議が提出され可決された。

新門跡欧米各国御漫遊の建議

方今内外の形勢我が教勢を拡張すべきは蝶々を待たず。已に明年度は海外布教に御着手被⁽⁸⁾遊候御盛意は感佩(深く感謝すること)の至に候。将来は益教勢を大にすへき時機に向ひ候へは、奉⁽⁹⁾恐新法主猥下、

明年度欧米各国へ政教視察の爲め御巡錫被遊、教光を
 国威と共に宇内に發揮せしめられ候様、懇願に
 不堪候。此段集会一同の議決に依り建議仕候也。
 追て本建議御採用の上は随行者の御選定は充分の御注
 意被遊度併て建議仕候。

明治三十一年十二月十七日

上首 香川 黙識 (可決) (21)

これは「集会」の上首(集会の議長)であった香川黙識
 (22)が、一八九八(明治三十一)年十二月十七日「集会」
 同の議決に依って「新門跡欧米各国御漫遊」について建
 議し(23)、可決されたことを示している。したがって光瑞
 の留学は、「欧米各国へ政教視察」を名目に、今問題とし
 ている「開申」のおよそ十ヶ月前にはすでに公になってい
 たことが知られる。ただし「寺法」によれば、集会の議決
 がそのまま教団の意志決定とはならなかった(西本願寺教
 団は法主を頂点とするいわゆる立憲君主制を採用していたため、
 集会は独立した立法権を保有していなかった)から、この可決
 が「新門跡欧米各国御漫遊」の決定を意味するものではな
 かった。決定に至るまでには、門主がこれを「充可」(裁
 可)し、さらに執行も署名して公告(公布)するという手
 続きが必要であった(24)。したがって執行の危惧が現れた
 異例の「開申」は、この公告までの過程で起こったことに
 なる。それでは執行長や執行たちは、集会の議決まで経た
 光瑞の渡航の何に対して、危惧を抱いていたのであろうか。
 「新門跡欧米各国御漫遊の建議」は、集会側が提案した
 ものである。こうした議案は、通常、法主の意向を受けた

執行所の内局が集会に提出するのが建前であった(25)。し
 かしここでは、そうはなっていない。また寺法付則の集会
 規約第十四条によれば、集会の建議は、事前に建議案を集
 会に問い、その後、法主の「充可」を得て集会の議案とな
 ることになっていたのである(26)。法主はすでに「新門跡欧米
 各国御漫遊の建議」の内容まで熟知し実質的には同意して
 いたとみなしてよい(確かにこの時点における「充可」は議
 案とすることの裁可であるが、裁可したことはその内容への同意
 が前提としてある)。とすれば執行所の内局(執行長や執行)
 は、法主が同意できた光瑞の外遊を、なぜ建議以前に法主
 の意向を受けて集会に提案しなかったのであろうか。内局
 の側にそうできなかった何らかの事情があったのであろう
 か。

ところで建議の末尾には、「追て本建議御採用の上は随
 行者の御選定は充分の御注意被遊度併て建議仕候」という
 文言が加えられていた。不自然である。集会の建議も、随
 行者の選定には充分の注意を払わなければならない、そう
 した状況下でなされていたのである。いずれにせよ光瑞の
 渡航に関しては、その背後に何らかの事情があった気配が濃
 厚である。それが、内局の危惧の要因となっていたことは、
 ほぼ間違いないであろう。

それでは危惧の要因は具体的には何を指していたのだろ
 うか。今資料に基づいてそれを特定することは、不可能で
 ある。しかし推定されることは、西本願寺の新門が、今こ
 の時期に何の用があつて留学するのか、新門が西本願寺を
 あけ新門の本来の職務を放棄してまで外国で何を学ぼうと
 言うのか、起こりうべくして起こる批判の声ではなかった

だろうか。直裁にして正当な批判への対処は、執行長や執行にとってきわめて難しい問題であったはずである。批判をかわさずに直接答える方法や、教団の関係者がだれもがうなずけるような説得力ある回答、あるいは反批判は容易には見つからなかったであろう。加えて、法主（光瑞の父・明如）の健康のすぐれなかった世間周知の事実⁽²⁷⁾、光瑞の留学に対しより困難な状況をもたらしていたに相違ない。

したがって私は、執行長及び執行のこの「開申」は、光瑞を取り巻く厳しい環境のなかで、やむにやまれず書かれたものと推察したい。梅上沢融執行長、服部来浄・武田篤初・大洲順道ら三執行は、こうした厳しい状況であるからこそ万に一つのことも危惧し、たとえいかなる事態になろうとも新門にだけは非難が及ばない方法を模索したのである。そんなことがあっても新門には傷を負わせたくないと願ったのであろう。現在の時代感覚に照らせば理解が難しい側面もあるが、彼らの新門・光瑞に対する思いは、心痛いまでに忠誠的であった。

いずれにせよ光瑞の留学は、何らの問題もなく順調に決定され実施されたものではなかった。この点は確認されなければならぬ。持って回ったようなこの「開申」も、こうした背景を推察すれば、一応うなずきつつ読めるのである。

さて、この「開申」より十七日を経た十月二十三日、執行長・梅上沢融は次のような「甲達」を発した⁽²⁸⁾。

甲達第六十五号

末寺一般
新御門跡近日の内御発途。印度仏跡御巡拝の上、歐洲へ向け御渡航の義御確定相成る。

明治三十二年十月二十三日

執行長・梅上沢融

「甲達」とは、執行長が門末一般に令達する書式をいう⁽²⁹⁾。したがって執行長・梅上沢融は、西本願寺の公式の令達形式の一つである「甲達」によって光瑞の留学を公表した。これが西本願寺教団の光瑞渡航の正式決定である。「印度仏跡御巡拝の上、歐洲へ向け御渡航」がその名目であった。そこには、彼らが危惧した「修学」の語はなかった。「開申」の趣旨が法主に受け入れられたからであろう。そして続いて、十一月十日、梅上沢融は「乙達」を発した⁽³⁰⁾。

乙達第七十二号

各教区管事

新門跡、印度仏迹御巡拝の上歐洲御渡航の義に就ては、豫て甲達第六十五号を以て相達^{あひたし}置^{おき}候通り、愈来十二月上旬、神戸港解纜御出発相成る。

明治三十二年十一月十一日

執行長・梅上沢融

「乙達」とは、執行長が執行所の長として、西本願寺各教区の管事に令達する公式の書式を言う⁽³¹⁾。各教区の長に対して、十二月上旬、光瑞が神戸港を出発する旨を告げたのである。こうして光瑞の留学とその出発の時期は、全国の西本願寺教団の関係者に告知されたのである。

(5) 『本山録事』二八〇頁、『教海一瀾』三四号付録、一八九八(明治三十一)年十二月十一日。なお原文は、カタカナ混じりの文体であるが、引用に当たっては仮名に改めた。以下の職制条文も同様とする。

(6) 『本山録事』一七二頁、『教海一瀾』三二二号付録、一八九八(明治三十一)年十一月十一日。

(7) 「改正執行所職制」(教示第二十五号)第二条、『本山録事』一七二頁、『教海一瀾』三二二号付録、一八九八(明治三十一)年十一月十一日。

(8) したがって、執行所に所属する各局はそれぞれ独自の職制を持ち制度的には独立しているが、その長が同時に内局にも所属していることから、内局の統制は受けただけである。これは各局が、「内局」を構成する執行の「外局」とみなされたことに繋がるであろう。

なお当時の西本願寺の職制は改変が繰り返されて複雑である。しかし西本願寺の意志決定に係わる職制については、検討整理した研究書は存在しないようである。したがって行論の關係上触れた西本願寺職制は、専門外の私見であることを断っておきたい。

(9) 平野武『西本願寺寺法と「立憲主義」―近代日本の国家形成と宗教組織―』、一九八七年、一五〇頁。

(10) 「寺法」第十三条。本願寺史料研究所編『本願寺史』、第三卷 一九七四年、一七九頁。

(11) 平野前掲書、一五五頁。

(12) 注(1) 拙稿、六頁。

(13) 上原芳太郎については、次の拙稿を参照。「上原芳太郎の『外遊記稿』について」『小田義久博士還暦記念

東洋史論集』、一九九五年、五二〇―一頁。

(14) 『本山録事』一七一頁、『教海一瀾』三二二号付録、一八九八(明治三十一)年十一月十一日。

(15) この「開申」の約一ヶ月後の十一月二日、顧問所職制は再度改訂された(教示第六号)。この第十三条は、第十一条に移され「顧問所の議決は顧問上首より法主に開申」とより明確にされた。『本山録事』一四五頁、『教海一瀾』五六号付録、一八九九(明治三十二)年十一月十一日。なお顧問所は、粗雑に言えば大日本帝国憲法第五十六条の枢密院に対応しよう。

(16) 光瑞の渡航については、集会がすでに「新門跡欧米各国御漫遊の建議」を可決しており、基本的には内局はそれを推進する立場に立たされていた。にもかかわらずその名目の論議をすることは、難しい側面があったであろう。また光瑞の留学は、一面では大谷家の私事に含まれる要素がないとはいえず、この点でも躊躇はあったであろう。

(17) 宗会百年史編集委員会編『本願寺宗会百年史』史料下、一九八一年、二〇七頁。

(18) この場合、執行長及び執行連署は内局の議を経ていることを示そうとしたものの推定される。つまり内局の強い意志を法主に訴えたのであろう。

(19) 「寺法」第三〇八条。前掲『本願寺史』第三卷、一七八―九頁。平野前掲書、一五一頁。法主は君主に擬せられているわけであるから、新門の地位もそれに準ずることは言うまでもない。

(16) 「猊下」という呼称や、引用資料における敬語の使

用状態から容易に推察される他、新門光瑞に対する様々な処遇の実態（たとえば、後に触れることになる光瑞留学の出発状況など）からも裏付けられる。

(21) 前掲『本願寺宗会百年史』史料下、一九九頁。

(22) 蛇足ながら彼は、大谷探険隊将来資料を集めた『西域考古図譜』（一九一五年）の編集者である。

(24) 「寺法」第十九条。前掲『本願寺史』第三卷、一八〇頁。平野前掲書、一八〇頁。

(25) 平野前掲書、一五六頁。

(26) 前掲『本願寺史』第三卷、二〇九―一〇頁。

(27) たとえば「大法主猊下の御近況」『教海一瀾』第三八号、一三―四頁、及び、同第四二号、九頁。

(28) 『本山録事』一四六頁、『教海一瀾』第五六号付録、一八九九（明治三十二）年十一月十一日。

(29) 一八九八（明治三十一）年十二月一日公布された

「改正執行所職制」（教示第二十五号）の第八条に「執行長より各教区管事・各組長及門末一般へ令達するを甲達と云」うと見えている。『本山録事』一七一頁、『教海一瀾』第三二号付録、一八九八（明治三十一）年十一月十一日。注（31）を参照。

(30) 『本山録事』一五三頁、『教海一瀾』第五七号付録、一八九九（明治三十二）年十一月二十六日。

(31) 見落としたかもしれないが、当時の職制にはこの規定はない。しかし「甲達」と「乙達」についてはとりあえず本文のように理解しておきたい。というのは、一八九九（明治三十二）年の「内局所属事務規定」（教示第八号）第六条に「令達は執行長の署名を以て発す。令達

の中、部下及び門末一般に対し発するを甲達及び告示と云ひ、部下の内、別院・教務所・地方教校及び組長（そちやう）に対し発するを乙達と云ふ」とある規定を援用するからである。『本山録事』一七四頁、『教海一瀾』第六〇号付録、一九〇〇（明治三十三年）一月十九日。

二 光瑞の留学の目的とその主張のあり方

「本派嗣法猊下の欧米飛錫に就いて門下の法兄道友に告ぐ」と題された社説が、『教海一瀾』という雑誌（五十四号）に掲載された³²⁾。「飛錫」とは僧が旅をすることで、錫は錫杖である。一八九九（明治三十二）年十月十一日のことである。先に触れた十月六日付けの「開申」のわずかに五日後³³⁾であり、梅上沢融が執行長として光瑞の渡航を公式発表（甲達第六十五号）する十月二十三日に十二日も先立っている。しかも梅上が、「印度仏跡御巡拝の上、欧洲へ向け御渡航」と公表することになる光瑞の渡航先を「欧米」（先に言及した建議も欧米）として伝えている。西本願寺執行長による公式発表に先立ち、しかも渡航先を「欧洲」ではなく「欧米」と拡大して伝えるこの社説は、どのように読めばよいのであろうか。

この社説を載せた『教海一瀾』は、西本願寺教団の活動状況、教団に係わる情報、宗学関連論考などを掲載した雑誌である。その掲載記事の内容から判断して、通常は西本願寺教団の機関誌とみなしてさしたる支障はない。しかし、西本願寺が直接発行していなかったことは留意しておく必要がある。発行所は、西本願寺の東隣の京都市下京区東

中筋通り七条北へ入る四十一番戸の教海雜誌社で、発行人は松川源三郎、編集人は小笹庄三郎であった。この雑誌は、一八九七（明治三十）年七月二十五日に第一号を発刊して以降、毎月二回、定期的に発行されていた。その内容はほぼ毎号、社説・論説・教報・外信（通信）・雜報（雜纂）なからが構成され、これに付録として『本山録事』が加えられていた。『本山録事』は、執行所の内局に置かれた枢密部（表一参照）が作成した西本願寺の公式な活動記録である（34）から、これは枢密部作成ものの転載であろう。しかしそれ以外の記事は、教海雜誌社が西本願寺に情報の提供をえて、同社で編集したものである。したがってこの点において、西本願寺発行の機関誌のようにみえる『教海一瀾』は、厳密に言えばそうではなかったことになる。

さてここに取り上げる社説は、当然、教海雜誌社が独自に編集したもののなかに含まれる。この点を確認し、社説の内容を整理しながら順次検討を加えていこう（35）。社説は、

本派嗣法猊下の欧米飛錫に就いて門下の法兄道友に告ぐと題して後、

絶目の海洋は、涓々（けんけん）（細流）の溪水より成り、参天の松柏纖々嫩芽（どんが）（小さな柔らかい若芽）より長す。誰か知らん。タイバー河畔の一小群、僅かにヤトラスカンに備えたるをの時を見て、此の一群、竟に世界大陸を嚙（くは）し尽くた大帝國羅馬と為るの日あらんとは。又誰れか知らん。寒村ナザレの木工ジョセフ夫妻が、行旅

の途上、宿るべき旅舎をも得能はず、ベスレヘムの厩（うまや）に産み落としたるの貧兒を見て、他日世界の人の為めに救世を以て仰かるゝの基督（キリスト）とならんとは。我が真宗は曾て粟散片州（もくさんぺんしゅう）（粟粒ほどの小さな国、すなわちわが国）の孤島の裡、仏教中の一派として僅かに生れ出たるもの、彼の当時鎮護國家の名の下に、帝者の師を以て権門の帰依を蒙りたる山門南都の為には、物の数とはせられざりしならん。而して焉（いづくん）ぞ知らん……我（真宗教団）は國民の尊信を得て進騰雄飛、恰（あた）かも旭日の中天に昇るが如くならんとは。

と書き出す。大変に氣負った書き出しである。光瑞の「欧米飛錫」を、浄土真宗西本願寺教団が山門南都（比叡山延暦寺や奈良の大寺）には及びもつかない小さな教団から出発しながら、今日、大教団へと発展した自負から述べる。それはまるで、小さな流れが大洋となり小さな若芽が天を仰ぐほどの大木となり、タイバー（テベル、ティベリス）河畔の一小群がローマ帝國へと発展し、寒村ナザレの木工ジョセフ夫妻の子が人々を救済するキリストとなったようであるという。自らを自負する時、西洋と対比においてそれを示すことは、この時代の常套的手法であつたろうが、仏教教団がキリスト教まで持ち出しているのは、やはり興味深い（36）。

この自負は、

然り而して、此の進勢は猶ほも拡大して、終に世界を席卷覆掩し、坤輿（こんよ）（大地、すなわち世界）各種の民族を

挙げて、我教光の本に拝跪せしむるの日あるや否や。

と言うように、西本願寺教団の発展は、全世界に及ばないだろうか。一挙に肥大化し、それは可能か不可能かまでを自問する。そして、

吾人に之を知らずと雖も、今や僅かに其の一線の微光、東方より来るの美事に遭ふあり。冀くは金竜こいねがわ中空に懸り、世界の暗黒を照らし、齊しく慈光の被るの日、近きんずかんことを。

と自答する。それは「東方より来るの美事」にかすかな光が見えるのだと。

何ぞや。

再び自問である。東からやってくるのは何かと問うのである。それこそ、

本派嗣法猊下の欧米飛錫の一事是為り。

と答える。そしてここで、光瑞の渡航に始めて触れて、

聞く。猊下には、本年末、又明年春を以て、御修学の為め、欧米各国御飛錫あらせ給ふと。其在留期間の如き、未だ詳に承る能はずと雖も、一年乃至三年に及ぶならんと云う。

というのである。

すでに触れたようにこの社説は、執行長の公式発表に先だつものであり、渡航先を「印度仏跡御巡拜の上、歐洲」ではなく「欧米」と伝えるものであった。そればかりかこの箇所では、光瑞の渡航の名的を「御修学の為め」と明示した。この名目は、十月六日、内局の執行長・執行が法主に「開申」して避けて欲しいと強く願ったことであった。またここでは、公式発表では一切触れられないことになる留学期間までが、「一年乃至三年に及ぶならん」と伝えられている。

それではなぜ、公式発表と異なる情報が『教海一瀾』の社説を通して告げられたのであろうか。

社説の告げる情報には、確かに当事者でなければわからないことが盛られている。執筆者が風聞したかのようにも受け取れるが、光瑞自身、あるいはその側近の言を直接聞いたかのような書きぶりでもある。いやむしろ、このようにしたいという光瑞側の思いを代弁しているかのようなのである。そこでもう少し、社説を追ってみよう。

而して一応之を案ずれば、其の御渡航の名義の甚だ單純なるに疑ひなき能はずと雖も、これは猊下の御謙遜に出でたるものにて、長日月を期し給ふの御飛錫なれば研磨勉修以て諸典籍を涉獵し給ふの御事あるや、勿論なるべしと雖も、此の外、諸国宗教の制度を調査し、或いは各邦政教の關係を検覈し、或いは斯教弘布の端緒を啓発する等、施設計図、一にあらざるべし。是に於いてか知る。御就学のための御渡航なりと称せらるゝといえども、斯行の将来に重大の効果を収むべき事

を、斯行の關係する所、豈に少小ならんや。

これによれば、渡航の名義を修学とすることは光瑞の謙遜から出たことであり、修学の内容は単純でなく「諸典籍を涉獵」して修学することはもちろん、「諸国宗教の制度調査」や「各邦政教の關係を檢覈」し、さらには「斯教

〔浄土真宗〕弘布の端緒」をもつかむことにまで及ぶのだという。これらの諸事項はその後まもなく留学した光瑞が、ヨーロッパで実際に試みたことである。ということは、この社説には光瑞の計画が率直に現れていることになる。

光瑞あるいはその側近への取材に基づいて書かれていることは、ほぼ疑いない。より断定的な言い方が許されるとすれば、光瑞の關係者たちが、この紙面を利用して積極的に主張したのかもしれない。内局の執行長・執行らが心配するには及ばない。心配される批判に対しては、むしろこちら側から応じようではないか、すでに集会は「新門跡欧米各国御漫遊の建議」を採択しているではないか、そんな姿勢すら伺えるような気がする。

こうした傾向は、続いてみられる留学の意義付けに至っていっそう強くなる。

見よ。彼の印度航路を発見せんと欲し、遠洋航海を企てたコロンブスを、当時世人の疑懼嘲笑を顧みず、辛くふして初志を全ふしたるの功、果たして幾干ぞ。地球の円体は之に由て証せられ、東西の交通は之に由て進められ、……一ヶ書生の発見、其の天下後生に資するの大なる是れ此のごとし。其の功績日月と何ぞ選ばん。

光瑞の留学をコロンブスの成功にも例えようとしているのである。高い志のもとに実施されるこの留学を批判する者は、コロンブスを疑懼嘲笑した「当時世人」であると言わんばかりの表現である。そしてその「当時世人」に向けては、次のようなメッセージが送られる。

転じて我宗祖見真大師の行迹を窺い奉るに、……二十五年の長日月、斗薨行脚一日の如く、以て北越関左の諸郷を化し給ひたるにあらざるや。……肥馬輕裘を捨て、草鞋竹杖を取り、朝家権門の出入を辞して田夫野翁の同行に入り、都門の禪林に碩学の名を求めずして辞遠の行旅に半生の苦樂を委す。誰か当時の此の外形を見て以て、今日仏教界の覇者たる真宗を作り出すあらんことを知らんや。然れども此の外形、此の行迹こそ、是今日の真宗を成したる所以なり。……御渡航の名目は謙に過ぎるも、其の志望は雄大にして、他日大に称揚すべきものなくんばあらず。蓋し今日孤客欧米の巡錫は、往古北越関左の斗薨に値す。今日猊下の斯行ある、恐くは大師の眞〔明？〕鑑、之を為さしめ給ふものならん歟。往古北越関左の斗薨は、真宗今日の盛榮を産み出したる。今日の世界巡錫、豈に他日一宗世界弘布の先驅たらざるを得んや。

これによれば、光瑞の欧米修学は、「我宗祖見真大師」、すなわち親鸞聖人が北越関左の諸郷を斗薨（仏道の修行）行脚されたことにも値いするものであり、この斗薨行脚が今日の真宗を産み出したように、光瑞の修学も他日を期し

て「一宗（真宗）世界弘布の先駆」となるであろうとまで断言する。「肥馬輕裘を捨て、草鞋竹杖を取り、朝家権門の出入を辞して田夫野翁の同行に入り、都門の禅林に碩学の名を求め」なかった宗祖親鸞の「辞遠の行旅」に、この光瑞の修学の旅を比肩させようとするのは苦しい付会であるが、社説の著者はそのように信じたのであろう。しかし「孤客欧米の巡錫」、つまり光瑞の欧米一人旅は、宗祖に学んだ行動であるというこのメッセージは、教団内部の「当時世人」対しては、心得た論法である。また重ねて、

我が嗣法猥下……：齡僅かに弱冠を越え給ふの御身にましませども、一身を抛て之を斯教の宣布に任じ、夙夜孜孜として教学を拡張せんと欲し給ふの外、亦他念あることなし。

と「教学を拡張」しようとする以外に他念はない、ひとえに教団のためなのだと強調するのも、教団内部の「当時世人」を意識してのことであろう。この社説は、文字の右横に「、」や「。」を付けて文を強調しているが、この箇所もそうである。強い強調である。

社説は続いてポーロ、すなわちパウロの布教と殉教、ルーサル、すなわちルターの宗教改革を顧みることを求めて、次のようにまとめる。

終わりに臨んで吾人は殊に我が一派門末たる法兄道友に告んとするものあり。

我が嗣法猥下は彼の騰蘭二師の伝法と顕契二師の求法とを兼ね、而も宗祖の意を体して、以て斯行を企て給

ふ。何れの処か之に由て起たざる者あらん。焉ぞ門下の僧侶にして儉安苟息（将来を考えず目先にこだわり、安らぎをむさぼること）、此の壮挙を見て感慨奮起せざるを得んや。仮令猥下の斯の壮挙に倣ふ能はざるも、責めては自信勤他に一の懈怠なく、進んでは此の壮挙を賛助し奉り、退いては我が檀信の法義を奨励し、以て師徳の万一に報るずんばあらざるなり。

と。光瑞の留学は、かの騰蘭二師の伝法と顕契（法顕と玄奘）二師の求法を兼ねるものであり、しかも宗祖の意をのみこんで計画されたものである。だから世間一般の人々も立ち上がるのだ。どうして西本願寺教団の僧侶は、目のことに終止して惰眠をむさぼっておられようか。この光瑞の壮挙を見て感慨奮起せよ。たとえ光瑞のような行動はとれないとしても、自らの僧としての勤めに励みながら率先してこの壮挙を賛助せよ。このように主張する。光瑞の壮挙が理解できない者は、目先のことに終止する者、教団の将来を考えないものという論法であろう。

さてこのように社説を検討してみると、高踏的立場から正当性を振りかざし論を進める強引さを、やはり感じざるをえない。それは時代的風潮の反映であろうが、現在の感覚になれた我々には、やや読みづらい。しかしこの社説が、光瑞留学の大局としての正当性だけに終止せざるをえなかったのは、留学を納得しない、彼らからすれば保守的な態度に終止しようとする教団内勢力があったからであろう。その彼らに対し異論があれば、この正当性に反論せよ、正論は打ち破れまい、すでに集会では可決されているではな

いかと主張しているかのようである。そればかりかこの社説にことよせて「一年乃至三年」に及ぶ長期の留学と、アメリカまでを含めた修学計画のあることを周知させたかったかたのようである。この点は、執行長・梅上沢融も公式発表で触れなかったことである。留学期間やアメリカを含めるか否かは、あるいは執行長・執行らと十分な合意ができていなかったのかもかもしれない⁽⁴⁰⁾。

いずれにせよ光瑞の留学背景には、想像以上に多様で複雑な事情があったことは間違いないであろう。こうした事情が、公式発表に先立ち、しかも公式発表と微妙に異なる社説が掲載された背景であろう。

なおこの社説の執筆者は不明である。しかし「六八子」というペンネームを使用した人であったことは推定できる⁽⁴¹⁾。「六八子」が光瑞のよき理解者であったことは疑いない。

最後にもう一点だけこの社説に係わって確認しておきたいことがある。一八九九(明治三十二)年十月十一日時点では、光瑞の修学計画の中に、中央アジア探険や仏跡調査が一切触れられていないという事実である。後、光瑞の中央アジア探険に触れる際、この点は再び言及したいと思う。

(32) 一八九九(明治三十三)年十月十一日発行。

(33) 当時の『教海一瀾』の原稿締切は、発行当日より十日前であったから、この社説は「開申」より以前の十月一日前後に用意されていた可能性がある。

(34) 一八九八(明治三十一)年十二月六日に発布された「改正内局職制」第十五条には、枢密部の事務の一つと

して「本山録事及報告に関する事項」が挙げられている。「本山録事」二八一頁、『教海一瀾』三四号付録、一八九八(明治三十一)年十二月十一日。

(35) 社説は、やや難解である。したがって「」でその意味を加え、ルビで読み仮名を付し、一部の句読点も読みやすいように改めた。

(36) 明治の仏教教団におけるキリスト教の影響は、近代教団の形成過程のなかでも検討されるべき重要な研究テーマではなからうか。「反省会雑誌」に係わって、この点にすこしく触れたことがある。前掲拙著一七八頁一頁。

(37) さらに拡大して「世界巡錫」という表現も見られる箇所がある。後、本文に引用する。

(38) 前掲拙著、一五〇頁三頁。

(39) 「儒夫」は適切な表現ではない。指摘はするが、歴史資料であるから、ここではあえて改めない。しかし著者が意図したところは、一応、本文のように理解しておく。

(40) 『教海一瀾』第五七号の「教報」に掲載された嗣法猊下海外御発途」という記事に次のような記載がある。

本派嗣法猊下には、豫て甲達並に乙達を以て達せられたるが如く、愈々印度及び欧米御視察の途に上ぼらせらるゝ事となり、来十二月上旬御発程あらせらる々御予定なりと承る。

これによれば、西本願寺が公式に発表した「甲達」と「乙達」を引きながらも、その内容を正確に伝えず、光瑞の修学先を欧米と改めた記事を掲載している。意図的

な改変であろう。一八九九（明治三十二）年十一月十一日『教海一瀾』第五七号、一七頁。

（41）次の記事が根拠である。「仏教と改正条約実施」

『教海一瀾』二三号。一八九八（明治三十一）年六月二十九日。

（一九九五年九月十日、稿了）

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

【編集後記】

本号は、白須さんがウインドウズ版の一太郎v6で作成された原稿を、本願寺史料研究所のDOS版の一太郎v5で「所報」の書式に編集しました。本願寺史料研究所でも初期のウインドウズがハードに入っていた時期があるのですが、結局、使いなれたDOSの方が勝手がいいので、システムがハンゲアップして組み直した時点でハードから削除してしまいました。なにやら世情では「ウインドウズ95」が評判になっていますが、どこからか「ものまね」だという声も聞こえてきますし、そもそも日常使用しているNLRに導入するにはメモリー増設とハードの容量アップが必要のため、当分は現状のシステムでがんばろうと思います。幸か不幸か、「史料情報」のスペースがありませんので休みます。

次号の原稿も、すでに到着していますので、ほどなく発行の予定です。（左）

資一

大谷光瑞渡航の名目に関する西本願寺執行長及び執行の開申

本々御直達ラ蒙ラス、雅兵衛ノ承ニ
新御内跡親下御渡航ノ義御確定被爲
在々角多子貴中スルニ是空ニ他大ノ美共ニ
シテ御内將末數百萬倍徒ニ與望ヲ負ニ賜
ヘシ御今ニシテ概然御奮勵萬里ニ波濤ヲ越
速ニ海外ニ御飛錫被爲茲ニ事ノ只是感服
之外無之事ニ存存在在然茲ニ愚慮ニ事ハ
御渡航ノ御名義ニシテ其實地御修學被爲
推考事ハ信ニ疑ハサレテ其得共若シ御修學
ニ御名義ニシテ御渡航被爲茲ニ事ノ御修學
ニ際ニ何れ此名義ニ對スル實ヲ表白セサルヲ
不謂ハ勿論ニ事ニ存存在在然茲ニ愚慮ニ事ハ
半途御歸朝不謂不被爲事情事有之
時ニ事不成シテ御歸錫ノ疑不能免之將來ノ
爲ニ甚不徳當之名義ニ相考中ニ依テ豫ニ
慮ヲ運セラレ他日ノ不都合無之様事ニ御修學
ノ御名義ヲ以テ御渡航被爲茲ニ事ノ御修學
議之上御申仕者也
明治三十二年十月六日
執行長梅上澤 敬
執行服部末澤 敬
執行武田篤初 敬
執行大洲順有 敬